

議案第 8 1 号

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年関市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「法」の次に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和６年デジタル庁・総務省令第９号）」を加える。

別表第２の１の項及び２の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表３の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表４の項中「（同法第２条第２号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）」を削り、

		老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの	を
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	

		老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）による福祉の措置に関する情報であって規則	に
--	--	---	---

		則で定めるもの
--	--	---------

」

改め、同表 5 の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に、「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表 6 の項中

「

		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	---

を

」

削り、同表 7 の項を次のように改める。

7	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
---	-----------------------------------	-----------------------------

別表第 2 の 8 の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表 1 1 の項を削り、同表 1 2 の項中「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表 1 1 の項とし、同表 1 3 の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表 1 2 の項とし、同表 1 4 の項中「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表 1 3 の項とし、同表 1 5 の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表 1 4 の項とし、同項の次に次のように加える。

1 5	子ども・子育て支援法 （平成 2 4 年法律第 6 5	療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
-----	--------------------------------	------------------------

	号) による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
--	---	--

別表第2の16の項を削り、同表17の項中「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表16の項とし、同表18の項中

「

		健康保険法（大正11年法律第70号）による被保険者資格又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの	
		船員保険法（昭和14年法律第73号）による被保険者資格又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの	
		私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による被保険者資格又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの	を
		国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による被保険者資格又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの	

		国民健康保険法による被保険者資格又は 保険給付に関する情報であって規則で定 めるもの
--	--	--

」

削り、「地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）」を「医療保険各法」に、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に、「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同項を同表１７の項とし、同表１９の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」を「昭和２９年社発第３８２号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護関係事務の取扱いに準じた生活保護関係事務」に改め、同項を同表１８の項とする。

別表第３の１の項を次のように改める。

1	教育委員会	学校保健安全 法（昭和３３ 年法律第５６ 号）による医 療に要する費 用についての 援助に関する 事務であって 規則で定める もの	市長	生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
				外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるも の
				地方税関係情報であって 規則で定めるもの
				住民票関係情報であって 規則で定めるもの
				児童扶養手当関係情報で あって規則で定めるもの

別表第３の４の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」を「昭和２９年社発第３８２号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生

活保護関係事務の取扱いに準じた生活保護関係事務」に改め、同表５の項中「中国残留邦人等支援給付等」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。